

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 1. 会社の経営の基本方針

当社グループは、平成23年度より、今後の計画を着実に遂行するため、業務運営の柱として当社グループの目指す姿をアプラスグループ経営理念として定めております。

#### <アプラスグループ 経営理念>

- ・お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します
- ・お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します
- ・自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます

当社グループは、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社グループとして、更なる業務の効率化と高度化を図り、加盟店を通じた円滑な信用供与により、消費者信用マーケットにおいてお客さまに優れた金融サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしづくりに貢献してまいります。

#### 2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社および当社グループは経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、平成27年6月より適用された「コーポレートガバナンス・コード」については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を図るという主旨を尊重し、実効的なコーポレートガバナンスの実現のため、各原則の適切な実践について検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【補足原則1-2(4) 招集通知の英訳等】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、機関投資家や海外投資家の比率等などの動向により、必要であると判断した場合には実施する考えでおります。

#### 【補充原則3-1(2) 英訳での情報開示】

当社は、海外投資家の比率等を総合的に勘案し、英訳での情報開示は実施しておりません。今後、海外投資家の比率等などの動向により、必要であると判断した場合には実施する考えでおります。

#### 【補充原則4-1(3) 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、「支配株主等に関する事項」で開示しているとおり、実質支配株主が新生銀行であるため、当社における最高経営責任者等の後継者の計画はございません。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役8名のうち1名が独立社外取締役ですが、独立した客観的立場に基づき、各取締役および監査役等と情報交換・認識共有を図ることで独立取締役としての責務を十分に果たしており、複数選任で期待される機能の実効性を確保していると判断しております。

#### 【補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社は、取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

#### 【補充原則4-14(2) 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

当社は、当社規程に定める基準に基づき十分な知見を有する取締役・監査役候補者を指名し、株主総会での承認を得ているため、トレーニングの必要性は認識しておりませんが、トレーニングに係る費用については積極的に支援していく考えであり、支援については必要に応じ対応してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社および当社グループは、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものを政策保有株式とみなすものとし、その保有の意義が認められる場合を除き、原則これを保有しないことを基本方針としております。

当社は、当社および当社グループにおける「政策保有株式に関する基本方針」を定め、同方針に基づき、新規に政策保有株式を保有する場合は、その保有意義を踏まえ、保有の可否を判断するものとしており、既に保有する政策保有株式については、個別銘柄毎に中長期的な経済合理性や営業上の保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否について判断するものとしております。

政策保有株式の議決権行使に際しては、各議案につき、当該企業の中長期的な企業価値の向上に寄与するか、株主価値を毀損させる可能性がないか、対象議案についての説明や情報開示が十分であるかを精査のうえ、議案への賛否を総合的に判断するものとしております。

政策保有株式については、有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「株式の保有状況」において、個別開示義務がある銘柄については、その保有目的も含め、開示府令に則して開示しております。

#### 【原則1-4 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引について、その予定される取引が利害関係人取引に関する適用法令および当社の社内規定等を遵守して行われるよう確保することを目的として、対象となる取引の類型を定め、関連当事者取引を管理する部署および常勤監査役に対し、事前に取引の概要を通知することにより、必要な手続き等に関して確認がなされるとともに、取引の重要性やその性質に応じて、取締役会の承認が必要と判断された場合には外部弁護士の意見を確認のうえ、利益相反の観点から、取引の公正性を判断するために必要な論点整理を行い、最終的に取締役会の承認を得るものとしております。

また、取引実行後の対象取引の状況については、必要に応じて関連当事者取引を管理する部署が各案件の確認を行い、必要と認めるものについては取締役会での承認を得る等、会社および株主共同の利益を害することのないよう適切な態勢を確保しております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念と経営計画

当社は、当社グループの目指す姿として、「アプラスグループ経営理念」を制定し、本報告書の「基本的な考え方」および当社ホームページなどに掲載しております。

また、経営計画については、中期経営計画策定の都度適時開示を行い、有価証券報告書の「対処すべき課題」に中期経営計画を達成することを重点課題として、目指す姿や基本骨子等について開示しております。

##### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」および有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」において開示しております。

当社は、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の経営陣幹部である執行役員報酬については、その他の使用人給与に準じ、職責や業績貢献等を適正に評価し、決定しております。当社の役員報酬の決定については、当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としており、当社取締役会の決議および監査役の協議を経て決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部である執行役員の選任と取締役・監査役候補の指名について、社内で規定される基準に基づき、取締役会が決定しております。経営陣幹部である執行役員の選任に際しては、委任された業務執行を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有していることを基準とし、取締役・監査役候補の指名に際しては、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していることを基準としており、かつ、それぞれ十分な社会的信用を有する者であるか否か等を踏まえ決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、業務執行取締役である経営陣幹部の選任(指名)と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の指名について、その理由を株主総会参考資料の中で説明しております。

#### 【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会および監査役会を設置し、委員会設置会社として代表される業務執行と監督機能を組織的に分離せず、監査役会の設置を前提として、取締役会が監督機能を有する体制とすることで、事業持株会社として客観的な立場から経営を監視し、その実効性を高めることでコーポレート・ガバナンス体制の充実を図れるよう、現在の体制を選択しております。

事業等に密接に関わる株式会社アプラスの組織は、「財務部門」「事業部門」「信用リスク管理部門」「IT部門」「コーポレートスタッフ部門」の5部門からなる部門制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともに、その成果と責任を明確にしております。

具体的な、取締役会として判断する内容や経営陣に委任する範囲については、取締役会規則、決裁権限規程等の社内規程に定めております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性の判断として、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮し判断しております。

また、社外取締役の指名に際しては、取締役会での十分な議論を通じて取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

#### 【補充原則4-11(1) 取締役の選任に関する方針・手続】

当社は、取締役候補の選任に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および当社の規模を踏まえ、十分議論の上、取締役会で決定しております。

#### 【補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任の状況】

当社は、取締役および監査役の他社との主な兼任状況について、事業報告書等において適切に開示を行っております。なお、本報告書提出日現在において、取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任していません。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社に関する株主・投資家の理解を促進するため、適時・適切な情報開示に努めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話の促進に取り組むことを基本方針としております。

情報開示の方法については、財務情報および業務等に関する情報の開示は、会社法、金融商品取引法、適用ある金融商品取引所規則、その他の適用ある法令に従い、各法令等に定められる方法によって適時適切に行うものとしております。

株主および投資家等との対話については、株主・投資家との面談、株主総会、その他の方法による対話については、合理的な範囲で取締役および総務部管掌役員が対応することを基本とし、経営状況、事業活動等について適切に説明を行うものとしております。また、対話責任者は総務部管掌役員とし、対話窓口は総務部および財務部が担当しております。

対話責任者および対話窓口を担当する部署は、株主・投資家との建設的な対話を行うため、社内の関係部署より情報収集に努め、定期的に情報交換を行っており、対話等を通じて得られた評価・意見等は、対話責任者および担当者を通じ、経営陣へフィードバックしております。

インサイダー情報については、「倫理綱領」、「行動規範」および「インサイダー情報等・取引管理規程」において、役職員が職務の際に遵守すべき基本的事項を定めており、株主・投資家との対話を行うにあたっては、これら規定等を遵守いたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新生フィナンシャル株式会社	1,446,267,484	94.88
小手川 隆	2,493,600	0.16
株式会社エクシブ	2,287,100	0.15

松井証券株式会社	2,104,400	0.13
株式会社エクシブネット	1,897,500	0.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,659,300	0.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,518,400	0.09
TIS株式会社	1,449,500	0.09
株式会社Aex	1,206,100	0.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,161,700	0.07

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社新生銀行(上場:東京)(コード)8303

補足説明 **更新**

当社の普通株式を直接保有する新生フィナンシャル株式会社は非上場会社ではありますが、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社は資本上位会社である株式会社新生銀行であります。同行は、最終的な影響力を行使する立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社であります。また、新生フィナンシャルの発行済普通株式の100%を保有しております。

上記「大株主の状況」における所有株式数とその割合は、当社発行の普通株式についてのみ記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主との取引等を行う場合における少数株主の保護方策に関する指針については、当社は経営の意思決定の中核機関を取締役会と位置付け、事業運営や資金調達、投資判断などの経営課題について独自の経営判断を行っており、親会社との取引等において少数株主に重要な影響を及ぼす可能性がある場合、取締役会において適正に審議した上で承認がなされる体制にあります。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社は、新生銀行を中心とする企業グループの一員であり、当社の親会社である新生銀行は、当社グループを同行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社グループとして位置付けております。

当社グループは、新生銀行グループにおいて顧客基盤を強化し、シナジーを高めるための協力関係を保つ観点から、平成28年3月末日時点で、当社役員3名が新生銀行および新生フィナンシャルの役員等を兼務しており、当社グループ全体で新生銀行および新生フィナンシャルから26名の出向者を従業員として受け入れております。

当社の親会社である新生銀行は、当社議決権の95.05%を所有しておりますが、事業活動を行う上での承認事項などはありません。ただし、同行は銀行法に基づく普通銀行であるため、その子会社が銀行法で制約されている事業について、今後の事業展開上の制約を受ける場合があります。

また、当社グループは、効率的な事業運営を行うため、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。本報告書提出日現在における当社取締役6名のうち、2名は親会社との取締役を兼任しており、親会社の方針等が当社の経営方針の決定等について、影響を及ぼしている状況にあります。

当社の親会社である新生フィナンシャルは、当社の事業の一部と類似した事業を営んでおりますが、営業基盤が異なる等の理由から当社グループの自由な事業活動を阻害される状況にないと考えております。

以上により、親会社兼任取締役の就任状況は独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされていることから、親会社から一定の独立性が確保されていると認識しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
内川 治哉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内川 治哉	○	平成10年4月より、弁護士法人御堂筋法律事務所に所属する弁護士であります。平成26年6月27日より、当社社外取締役に就任しております。	内川治哉氏については、平成10年4月に弁護士登録後、弁護士法人御堂筋法律事務所に所属する弁護士として業務を執行されており、法曹界における経験・知見を活かした助言・提言を当社の経営に反映し、当社とは独立した立場から監督していただくため就任をお願いしております。 当社と、内川氏個人及び同弁護士事務所との関係においては、役員報酬以外に当社から多額の金銭、その他の財産を得ることはないことなどから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 当社は、内川治哉氏との間で会社法427条第1項に基づき、会社法423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、監査契約締結時・監査計画策定時、各四半期レビュー時、期末監査時の定期的な会合、状況に応じ随時会合を持っており、業務上や会計処理等における課題等について意見交換や情報を共有しております。  
 監査役と内部監査部門との連携については、当社グループでは、内部監査を担う部署である各社社長直轄の監査部(室)が、当社グループ会社各社の全ての部署を対象として内部統制、コンプライアンス、リスク管理の観点から内部監査を実施しております。毎月開催される「監査講習会」では、常勤監査役が全員出席して報告を聴取しており、毎月、監査役・監査部責任者と監査連絡会を開催することにより、緊密な連携を保ち、双方の効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 聡一郎	他の会社の出身者			△						△				
竹内 晃	他の会社の出身者			△						△				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 聡一郎		平成22年9月より新生銀行執行役員マネージメント事務局部長でありましたが、平成25年6月より当社監査役に就任しております。	長谷川聡一郎氏については、当社の親会社である新生銀行において監査役室長並びに執行役員マネージメント事務局部長としての業務を経験されており、専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため就任をお願いしたものであります。
		平成19年12月より新生銀行ビジネスプロモーションユニット4ユニット長でありまし	竹内晃氏については、当社の親会社である新生銀行においてビジネスプロモーションユニット4ユニット長としての業務を経験されており、

竹内 晃	たが、平成20年6月より当社監査役に就任しております。	専門的な知識・豊富な経験等に基づく助言等を当社の監査体制に活かしていただくため、就任をお願いしたものであります。
------	-----------------------------	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社では、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりません。取締役の職務が各様であり、統一的基準で評価することが容易でないことから定額支給としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社では取締役報酬に関して個別開示をしておりません。  
 当社では、平成18年6月開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としており、当社取締役会の決議および監査役の協議を経て決定しております。決定にあたっては、その時点での在任役員数、職務内容等により、総合的に判断し、報酬額を決定しております。なお、個別開示に該当する取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については、企業戦略部にて重要事項について適宜伝達し、詳細事項について質疑応答が行われる体制にあります。  
 社外監査役のサポート体制については、常勤の社外監査役と非常勤の社外監査役との間で重要事項について適宜伝達し、詳細事項について質疑応答が行われる体制にあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜内部統制システムの整備状況＞  
 内部統制システムの整備状況については、平成18年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備(内部統制システムの構築)に関する基本方針として制定し、平成27年4月に関連法令の施行等に伴い改定した「内部統制規程」に基づき、倫理綱領、行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。また、コンプライアンス体制を充実させるため、コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部を設置するとともに複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育および啓蒙を徹底しております。反社会的勢力排除に向けた体制の整備については、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を宣言しております。反社会

的勢力への対応については、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。経営への報告体制は、反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会およびコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等については、反社会的勢力への対応強化および排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

#### <リスク管理体制の整備状況>

リスク管理体制の整備状況については、当社グループの業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。また、当社グループは、当社に「コンプライアンス委員会」「ALM委員会」「業務監査委員会」を設置するとともに、当社グループにおける各事項について基本方針等を定め、事業等に密接に関わる株式会社アプラスに「クレジット委員会」「新事業・商品委員会」「苦情対応委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」を設置し、相互の連携を密に行うことで適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

#### <子会社の業務の適正性を確保するための整備状況>

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行っております。当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行っております。当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行っております。当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて定める各諸規程類によって管理しており、「内部監査規程」により子会社毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させております。当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図っております。

#### <内部監査および監査役監査の状況>

内部監査については、代表取締役社長直轄の独立組織として7名が所属する監査部を設置し、グループにおける、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については、当社ならびに各社の代表取締役、担当役員および監査役に報告するとともに、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。監査役監査については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催される「取締役会」に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、重要な会議等への出席や監査役会の付属機関である「業務監査委員会」の開催、また必要に応じて主要な事業所等への往査を行っております。毎月開催される監査部による監査講習会では、常勤監査役が全員出席して報告を聴取しており、また毎月、監査役・内部監査責任者と監査連絡会を開催することにより、緊密な連携を保ち、双方の効率的な監査の実施に努めております。

#### <会計監査の状況>

会計監査については、当社は会計監査人の監査計画に対応して適切に資料・情報等を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人から監査役に対し定期的に監査状況の報告と意見交換が行われ、また会計監査上の観点から認識しておくべき経営課題の有無などについても代表取締役社長と意見交換が行われております。

#### <社外取締役および社外監査役と提出会社の人的・資本的關係または取引上の關係等>

提出日現在における当社の取締役は8名であり、そのうち1名は社外取締役であります。これにより経営状況などについて外部の視点での意見を聴取し、取締役会の審議内容の充実を図る体制としております。

提出日現在における当社の監査役は3名であり、そのうち2名は社外監査役であります。社外監査役は、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催される取締役会、監査役会、業務監査委員会のほか、重要会議等への出席により、内部監査、監査役監査との相互の連携を図っており、また、会計監査人からの各四半期レビュー報告をはじめとする会計監査に係る定期的な会合へ出席するなど、社内外の監査組織と連携することで当社グループのガバナンス体制の構築、監査機能の強化に努めております。

社外取締役の1名は一般株主との利益相反のおそれのない外観的な独立性が保たれた独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。これにより企業統治において経営監視の客観性を保持しつつ、中立性を確保する体制にあると考えております。

当社は、内川治哉氏との間で会社法427条第1項に基づき、会社法423条第1項に関する責任について、責任限度を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

当社では、社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を定めておりません。

当社は、取締役会に対し社外監査役を2名とすることで経営への監視を有効に機能させつつ、1名を社外取締役とすることで、取締役会の審議内容の更なる充実を図る体制としております。

#### <役員報酬等>

当社は、役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。当社の役員報酬の決定については、当社株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を年額150百万円、監査役の報酬限度額を年額50百万円としており、当社取締役会の決議および監査役の協議を経て決定しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会および監査役会を設置し、委員会設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離せず、監査役会の設置を前提として、取締役会が監督機能を有する体制とすることで、事業持株会社として客観的な立場から経営を監視し、その実効性を高めることでコーポレート・ガバナンス体制の充実を図れるよう、現在の体制を選択しております。

取締役会については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。提出日現在における当社の取締役の数は8名であります。

経営監視機能として、当社は監査役会を設置した監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。提出日現在における当社の監査役の数は3名であります。

事業等に密接に関わる株式会社アプラスの組織は、「財務部門」「事業部門」「信用リスク管理部門」「IT部門」「コーポレートスタッフ部門」の5部門からなる部門制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともに、その成果と責任を明確にしております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第61回定時株主総会開催日：平成28年6月28日 第61回定時株主総会招集ご通知の発送日：平成28年6月8日  「第61回定時株主総会招集ご通知」および「第61回定時株主総会招集のご通知に際してのインターネット開示事項」につきましては、招集通知の発送に先立ち、平成27年6月7日から当社ウェブサイトへ掲示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第61回定時株主総会開催日：平成28年6月28日
その他	当社ウェブサイトへ招集通知、決議通知を掲示しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算概要、決算短信、有価証券報告書、データブックなどの財務情報を掲載するとともに、適時開示情報も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：財務部 TEL03-6630-3944	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>&lt;会社の経営の基本方針&gt; 当社グループは、平成23年度より、今後の計画を着実に遂行するため、業務運営の柱として当社グループの目指す姿をアプラスグループ経営理念として定めております。</p> <p>&lt;アプラスグループ 経営理念&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します</li> <li>・お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します</li> <li>・自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます</li> </ul> </p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは社会貢献活動において、「社会変革への貢献」「地域社会への貢献」「お客さまへの貢献」の3分野を推進、実践することにより、当社のビジョンを実現し、社会と共生し、ともに持続的に発展していく企業活動を展開してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理綱領の「経営の透明性の維持」において、経営情報を公正かつ適時適切に開示することを規定しております。また、「適時開示手続きに関する規程」において、投資家に対して投資判断材料を適時・適切に開示する義務を果たすため、適時開示情報の管理等の遵守すべき基本事項を定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。平成20年10月31日開催の取締役会において、コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、および反社会的勢力排除に向けた体制等を加え、同規程を一部改正し、平成22年3月30日開催の取締役会において、事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行いました。さらに平成27年4月28日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則改正に伴い、同規程の一部改正を行いました。以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」および「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は次のとおりであります。

#### ■「内部統制規程」(抜粋)

##### 第1条(目的)

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項、ならびに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の実効的に行われること、また、取締役および従業員(執行役員を含む。以下同じ。)が法令および定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

##### 第2条(取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合するための体制)

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」ならびに「行動規範」を遵守するものとする。

2.当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行なうとともに、「コンプライアンス委員会」において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。

3.「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。

4.当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

##### 第3条(取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存および管理するものとする。

2.取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。

3.その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

##### 第4条(損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析、評価し、適切な対応を行うものとする。

2.市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。

3.監査部は部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

##### 第5条(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲ならびに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

##### 第6条(財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、アプラスグループが財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

##### 第7条(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行うものとする。

2.当社は、当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、別に定める「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行うものとする。

3.当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行うものとする。

4.当社は、当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によって管理するものとし、「内部監査規程」により子会社毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

5.当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図るものとする。

##### 第8条(監査役の職務を補助すべき使用人)

監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人(以下「補助使用人という」)を置くことができる。

##### 第9条(補助使用人の独立性)

補助使用人の人事異動、人事考課、賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

##### 第10条(監査役への報告に関する体制)

監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会等において、取締役、従業員および子会社の取締役等より職務の執行状況について報告を受ける。

2.上記に関わらず、取締役、従業員および子会社の取締役等は当社および当社子会社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

3.当社および当社子会社における監査役への内部通報制度、ならびに同制度の通報状況および対応状況の監査役への適切な報告体制につい

ては、「コンプライアンスホットライン制度に関する規程」によるものとする。

- 4.取締役、従業員および子会社の取締役等は、監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
- 5.監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをする等をしてはならない。

第11条(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用すること等ができる。

- 2.監査役は、その職務の執行に生ずる費用等の処理に係わる方針については、第1項で生ずる費用の前払または償還の手続、処理に関して、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
- 3.監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
- 4.監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

第12条(統制環境、活動)

取締役会は、内部統制システムの整備、運用に当たり適切な機関および組織を構築し、これらの権限および職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。

- 2.取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示、命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条(反社会的勢力排除に向けた体制)

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

- 2.反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条(遵守)

取締役および従業員は、本規程および本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

- 2.第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思料される場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客および社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任およびそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画(Business Continuity Plan :BCP)」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育および定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

- 1 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 2 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 3 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 4 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 5 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。

経営への報告体制は、「オペレーショナル・リスク事件事故報告ガイドライン」において反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会及びコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。

個別取引与信、取引先取引与信等は、反社会的勢力への対応強化及び排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。

反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順および心得等は、「反社会的勢力への対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施に当たり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。

個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

該当項目に関する補足説明

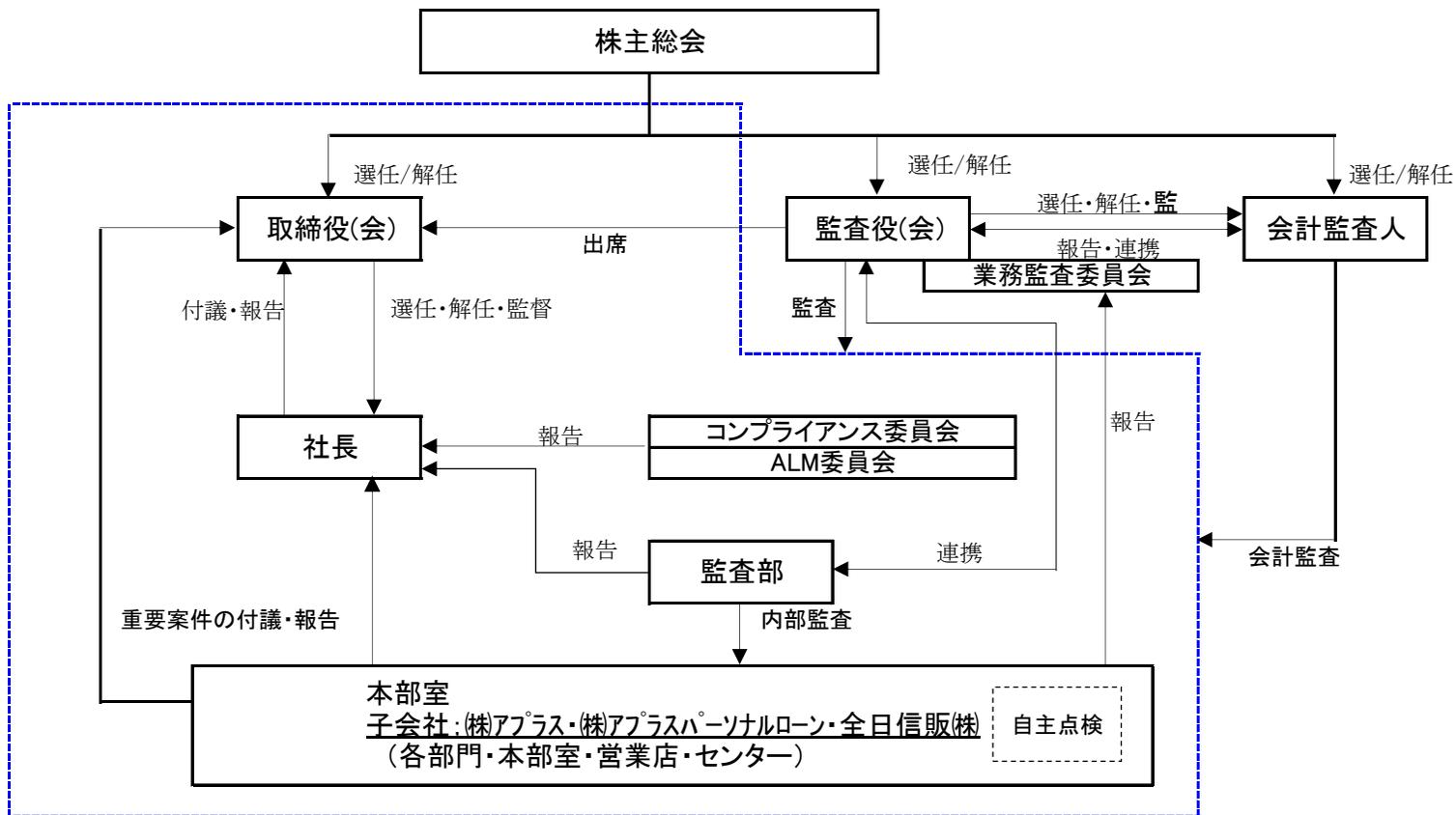
---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

# コーポレートガバナンス 模式図

アプラスフィナンシャル

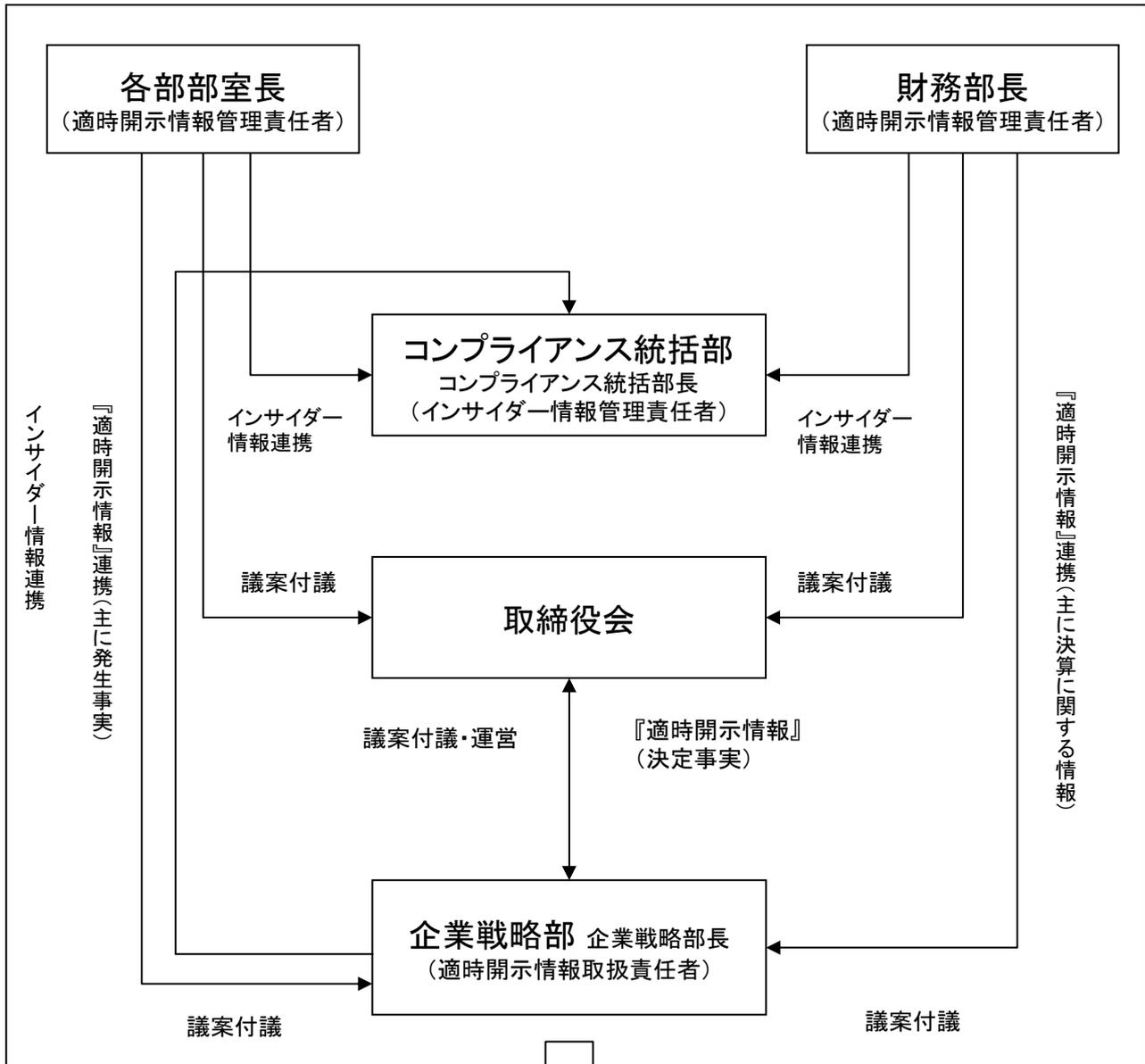


# アプラスフィナンシャル 適時開示体制の概要(模式図)

(株)アプラス、(株)アプラスパーソナルローン、全日信販(株)の子会社3社

適時開示情報の報告・連携

「適時開示手続きに関する規程」



東京証券取引所

適時開示